

大野町民間建築物アスベスト対策事業の流れ

◇アスベスト含有調査◇

① 事前相談

申請手続き等の説明を行うため補助申請の前に建設水道課窓口にて、補助対象範囲等を確認するため「事前相談」を行っていただきます。相談にお越しの際は、位置図・平面図・現況写真等をお持ちください。

補助対象となる場合、なりそうな場合は、現地確認の日程を決めます。

② 現地確認

建物所有者又は管理者の立ち会いのもと、吹付け建材を確認します。

③ 分析調査機関の選定、見積り依頼

分析調査を依頼する機関は、岐阜労働局に登録された作業環境測定機関とし、アスベスト6種類全ての調査を依頼してください。

④ 見積書作成・提示

⑤ 補助金交付申請書の提出

建設水道課へ「補助金交付申請書（様式第1号）」及び「別紙1-1」に次の書類を添えて提出してください。

〈添付書類〉

- ・ 建築物の所有者、所在地が確認できる書類
（家屋の課税証明書、固定資産課税台帳登録事項証明書の写しいずれかひとつ）
- ・ 補助対象建築物の平面図（調査箇所を明示）
- ・ 建築物の外観、対象部位、露出状況等が確認できる写真
- ・ 分析調査費の見積書の写し
- ・ その他町長が必要と認める書類

⑥ 補助金交付決定通知

補助金交付申請の内容が適切であれば、「補助金交付決定通知書（様式第2号）」が町から申請者宛に送付されます。

※補助金交付決定通知書が交付された後に、事業計画の内容を変更したり、調査を中止する場合は、必ず「補助金変更交付申請書（第4号様式）」「中止・廃止承認申請書（様式第6号）」に必要書類を添えて建設水道課に提出してください。

⑦ 分析調査の契約

分析機関と契約を行ってください。なお、契約は補助金交付決定通知書の交付後としてください。

※分析機関による分析調査結果報告書は、厚生労働省が示す「石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく事前調査における石綿分析調査報告書」が必要となります。契約時に報告書の書式を指定してください。

⑧ 分析調査の実施

⑨ 分析調査費の支払い

調査の完了後数日で分析調査結果報告書が提出されます。見積書（契約）の額を分析調査した業者にお支払いください。領収書は必ず受領してください。

⑩ 補助金実績報告書の提出

建設水道課へ「完了実績報告書（様式第8号）」及び「別紙2-1」に次の書類を添えて提出してください。印鑑は補助金交付申請書で使したものと同じものを使用してください。

〈添付書類〉

- ・ 分析調査機関が発行した分析調査結果報告書
（石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく事前調査における石綿分析調査報告書）
- ・ 分析調査費を分析機関に支払ったことを証する領収書の写し
- ・ その他町長が必要と認める書類

⑪ 補助金確定通知

「完了実績報告書（様式第8号）」及び「別紙2-1」の内容が適切であれば、「補助金確定通知書（様式第9号）」が町から申請者宛に送付されます。

⑫ 補助金交付請求書の提出

補助金確定通知書の交付後に、「補助金交付請求書（様式第10号）」を提出してください。

※補助金交付請求書の受理後補助金が振り込まれるまで、日数を要する場合がありますので、ご承知ください。

◇アスベスト除去工事◇

① 事前相談

申請手続き等の説明を行うため補助申請の前に建設水道課窓口にて、補助対象範囲等を確認するため「事前相談」を行っていただきます。相談にお越しの際は、位置図・平面図・現況写真・分析調査結果報告書等をお持ちください。
補助対象となる場合、なりそうな場合は、現地確認の日程を決めます。

《注意事項》

- ・補助の対象となる吹付けアスベスト等は、吹付けアスベストまたは石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えて含有しているアスベスト含有吹付けロックウール（乾式・半湿式・湿式）です。
- ・既設の照明器具を処分し新設する費用、天井の張替えは補助対象外となります。
- ・補助対象建築物が、耐火性能を要する建築物である場合は、除去工事後において建築基準法に定める耐火に関する基準に適合するものとしてください。アスベスト除去に伴う耐火被覆等の復旧費用についても補助対象となります。

② 現地確認

建物所有者又は管理者の立ち会いのもと、吹付け建材を確認します。

③ 工事業者の選定、見積り依頼

除去工事を依頼する業者は、財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）によって審査証明されたアスベスト粉じん飛散防止処理技術による工法を施工できるものとしてください。

④ 見積書作成・提示

⑤ 補助金交付申請書の提出

建設水道課へ「補助金交付申請書（様式第1号）」及び「別紙1-2」に次の書類を添えて提出してください。

〈添付書類〉

- ・ 建築物の所有者、所在地が確認できる書類
（家屋の課税証明書、固定資産課税台帳登録事項証明書の写しいずれかひとつ）
- ・ 分析機関による分析結果報告書
- ・ 補助対象建築物の平面図（施工範囲を明示）
- ・ 建築物の外観、対象部位、露出状況等が確認できる写真
- ・ 除去等のための費用が分かる内訳書の写し
（見積額より補助対象額の算出根拠を添付すること）
- ・ 施行組織体制表
（元請、除去等施工業者、収集運搬業者、最終処分業者、環境濃度測定業者等を記載）
- ・ (財)日本建築センターから工法について建設技術審査証明を受けていることが確認できる書類
- ・ その他町長が必要と認める書類

⑥ 補助金交付決定通知

補助金交付申請の内容が適切であれば、「補助金交付決定通知書（様式第2号）」が町から申請者宛に送付されます。

※補助金交付決定通知書が交付された後に、事業計画の内容を変更したり、調査を中止する場合は、必ず「補助金変更交付申請書（様式第4号様式）」「中止・廃止承認申請書（様式第6号）」に必要書類を添えて建設水道課に提出してください。

⑦ 除去等工事の契約

工事業者と契約を行ってください。なお、契約は補助金交付決定通知書の交付後としてください。

⑧ 除去等工事の実施

除去等の作業に係る関係法令等の届出を適切に行ってください。（大気汚染防止法、労働安全衛生法等）

⑨ 除去等工事の支払い

調査の完了後数日で報告書が提出されます。見積書（契約）の額を工事業者にお支払いください。領収書は必ず受領してください。

⑩ 補助金実績報告書の提出

建設水道課へ「完了実績報告書（様式第8号）」及び「別紙2-2」に次の書類を添えて提出してください。印鑑は補助金交付申請書で使用したものと必ず同じものを使用してください。

〈添付書類〉

- ・ 除去等費用を支払ったことを証する領収書の写し
- ・ 工事請負契約書の写し
- ・ アスベストの除去等を施工した後のアスベスト粉じん濃度測定結果報告書の写し
- ・ 除去等の作業に係る関係法令等の届出書等の写し（大気汚染防止法、労働安全衛生法等）
- ・ 補助対象建築物の平面図（施工範囲を明示）
- ・ それぞれの作業状況がわかる施工写真
- ・ その他町長が必要と認める書類

⑪ 補助金確定通知

「完了実績報告書（様式第8号）」及び「別紙2-2」の内容が適切であれば、「補助金確定通知書（様式第9号）」が町から申請者宛に送付されます。

⑫ 補助金交付請求書の提出

補助金確定通知書の交付後に、「補助金交付請求書（様式第10号）」を提出してください。

※補助金交付請求書の受理後補助金が振り込まれるまで、日数を要する場合がありますので、ご承知ください。

含有調査
アスベスト除去工事 フロー

